

No.23

R2.3.5 発行

民間助成ニュース速報



島根県社会福祉協議会 地域福祉部・ボランティア活動振興センター（担当：中川）

TEL 0852-32-5997/FAX 0852-32-5982/E-mail voc@fukushi-shimane.or.jp

ボランティア・NPO 活動情報、助成情報はこちら→「島根いきいき広場」<https://www.shimane-ikiki.jp/>

※助成金の詳細は各助成元のHP等でご確認ください。

また、お問い合わせはそれぞれの助成元へ直接お願いします。

*配信停止および配信先変更をご希望の場合は、ご連絡ください。

実施主体	社会福祉法人 中央共同募金会
事業名称	【緊急助成】 赤い羽根 「臨時休校中の子どもと家族を支えよう 緊急支援活動助成事業」
問合せ先	社会福祉法人 中央共同募金会 基金事業部 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階 電話：03-3581-3846 FAX：03-3581-5755 E-mail： kikin-oubo@c.akaihane.or.jp URL： https://www.akaihane.or.jp/news/topics/10736/

趣 旨

内閣総理大臣による、新型コロナウイルス感染症対策としての小中学校、高等学校及び特別支援学校に対する臨時休業の要請を受け、全国各地の学校で臨時休校の措置がとられているところです。休校期間及び春休み期間には、ひとり親家庭やその他の困りごとをかかえる家庭の子どもたちの孤独化、孤立化が懸念されており、こども食堂による配食等の緊急支援活動が本格化してきています。つきましては、中央共同募金会では、児童や保護者が新学期を安心して迎えられるような環境づくりのために、これらの緊急支援活動を資金面で支える目的で、助成事業を実施することとしました。助成は中央共同募金会の資金とあわせて、赤い羽根「臨時休校中の子どもと家族を支えよう 緊急支援募金」を実施して行います。

対象事業

- ・新型コロナウイルス感染症対策としての臨時休校に伴い、社会的孤立が懸念される子どもや保護者を、緊急的に支援する活動を対象とします。
- ・令和2年3月2日（月）以降、令和2年4月の新学期開始までの期間に実施される活動を対象とします。
- ・3月2日以降の活動であれば、申請時より前に開始された活動も対象とします。
- ・団体が行っている通常活動の範囲内での活動は対象外とします。

助成経費

臨時休校に係る緊急支援活動を実施するために必要となる以下の経費を対象とします。

- ・物品、食材等購入費
- ・交通費、ガソリン代、会場費 等

※人件費、団体の通常活動に係る経費、公的資金が充てられる費用は対象外です。

助成金額

1団体あたり 上限10万円（助成総額は1,000万円）

※今後の寄付の状況によって増額したいと考えています。

応募締切

第1回締切 令和2年 3月12日（木）※必着 3/19（木）第1回助成決定（本会ホームページ公表）

第2回締切 令和2年 3月19日（木）※必着 3/26（木）第2回助成決定（本会ホームページ公表）

実施主体	公益財団法人 毎日新聞大阪社会事業団
事業名称	毎日新聞大阪社会事業団「配食車贈呈事業」
問合せ 申込先	〒530-8251 大阪市北区梅田3-4-5 公益財団法人 毎日新聞大阪社会事業団 TEL 06-6346-1180 FAX 06-6346-8681 E-mail mainichi-osj@sirius.ocn.ne.jp URL： http://www.mainichi.co.jp/osaka_shakajigyo/

趣 旨 毎日新聞読者らから寄せられた寄付金や「歳末たすけあい運動」の歳末義援金、「チャリティー名土寄贈書画工芸作品入札・即売会」などの収益などを基に地域で高齢者や障害者らを対象にした配食サービス事業を展開しているボランティアや民間団体、施設などに配食サービス車を贈呈する。

対 象 地域で高齢者や障害者らを対象にした配食サービスを行っているボランティアや民間団体、施設など。

助成内容 年間1台の配食サービス車を贈呈。
 1. 基本車両：(株)デベロ社製(ダイハツ社製の軽自動車を改造したもの)ダイハツハイゼットカーゴ660cc、ガソリン、2WD、4速AT、エアコン付き乗車定員4人型式EBD-S 321 V-ZQDF(2020年2月現在)
 2. 車体寸法：全長3395mm 全幅：1475mm 全高：1875mm
 3. 仕様：ケータリングボックス(ステンレス製)一式容器収納コンテナ8個
 4. その他：車体文字入れ一式
 ※登録諸費用経費は寄贈先の団体が負担すること。

応募方法 配食サービス事業の概要や事業実績、収支報告書(会計報告)や、事業計画、予算書、団体の概要などの書類をつけて申込先に郵送する。

応募締切 令和2年 5月15日(金) ※ 必着

実施主体	NPO 法人モバイル・コミュニケーション・ファンド
事業名称	2020年度(第18回)「ドコモ市民活動団体助成事業」
問合せ先	〒100-6150 東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー41階 NPO 法人 モバイル・コミュニケーション・ファンド事務局 TEL：03-3509-7651 E-mail： info@mcfund.or.jp URL： http://www.mcfund.or.jp/

趣 旨 2003年度より、将来の担い手である子どもたちの健やかな育ちを応援する活動に取り組む全国の市民活動団体の皆様に対して、助成金による活動支援を実施してきました。2020年度におきましても、子どもを取り巻く様々な社会課題に取り組む市民活動団体の皆様が、これまでの活動を充実・発展させるため、また、新たな社会課題にチャレンジするための活動支援を積極的に実施します。

対象活動 ◆活動テーマ1◆
 「子どもの健全な育成を支援する次のような活動」
助成金額：上限70万円
 ① 不登校、ひきこもりの子どもや保護者に対する精神的・物理的な支援、復学、社会的自立を支援する活動(フリースクール、カウンセリング等)
 ② 児童虐待やDV、性暴力などの被害児童・生徒や社会的養護を必要とする子どもの支援及び虐待防止啓発活動
 ③ 非行や犯罪から子どもを守り、立ち直りを支援する活動
 ④ 子どもの居場所づくり(安心・安全な居場所の提供、子どもの不安や悩みに対する相談活動など)
 ⑤ 障がい(身体障がい・発達障がいなど)のある子どもや難病の子どもを支援する活動(療育活動、保護者のピアサポート活動など)
 ⑥ マイノリティ(外国にルーツを持つ、LGBT等)の子どもを支援する活動
 ⑦ 地震・台風などの自然災害で被災した子どもを支援する活動
 ⑧ 上記①～⑦以外で「子どもの健全な育成」を目的とした活動
 ※児童虐待防止啓発活動については、MCFの特定課題と位置づけ、採択率を高め設定します。

◆活動テーマ2◆
 「経済的困難を抱える子どもを支援する次のような活動」
助成金額：上限100万円
 ① 学習支援活動：放課後学習サポート、訪問学習支援、学習能力に合わせた個別ケアなど
 ② 生活支援活動：子育てサロン、子ども食堂、シングルマザーへの支援、フードバンク、居場所の提供など
 ③ 就労支援活動：職業体験、社会的養護退所者の就労支援など
 ④ 上記1～3以外で「経済的困難を抱える子どもの支援」を目的とした活動

- 対象団体**
- ①日本国内に活動拠点を有する民間の非営利活動団体。なお、活動実績が2年以上であること。(基準日：2020年3月1日)
 - ②複数の団体が連携した協働事業の場合は、代表申請団体が上記①の要件を満たしていることを条件とする。
 - ③任意団体については、5人以上のメンバーで構成され、活動状況についてHP、SNSによる活動情報の発信や団体情報の開示を行っている団体。また、会則、規約又はそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書、予算・決算書が整備されており、応募団体が活動する地域の中間支援組織からの推薦があることを条件とする。
 - ④助成決定後、申請事業の活動計画に基づいた目標設定、四半期ごとの経過報告、効果検証、活動成果の作成・公表等について実施していただける団体。
 - ⑤申請事業の活動状況について、団体のHP、SNSによる定期的な情報発信を実践していただける団体。

応募方法 所定の申請書に必要事項を記入・押印の上、MCF事務局に簡易書留、宅急便など必ず配達記録が残る手段で送付してください。併せて、申請書の電子ファイルを添付してEメールにて送信してください。
 ※申請書はホームページからダウンロードが可能です。
 URL：<http://www.mcfund.or.jp/>

応募締切 令和2年 3月31日(日) ※必着

実施主体	公益財団法人 みずほ教育福祉財団
事業名称	みずほ教育福祉財団 第18回「配食用小型電気自動車寄贈事業」
問合せ先	〒100-0011 東京都千代田区内幸町 1-1-5 公益財団法人みずほ教育福祉財団 福祉事業部 TEL 03-3596-4532 FAX 03-3596-3574 E-mail FJP36105@nifty.com

趣 旨 高齢者を対象とした福祉活動を支援するため、みずほフィナンシャルグループ役職員からの募金を主な原資として、高齢者向けに配食サービスを行っている民間団体に対し、配食用小型電気自動車の寄贈を行います。

助成対象

- ①高齢者を主な対象とし、原則として、1年以上継続して、週1回以上、調理・家庭への配食・友愛サービスを一貫して行っていること。
- ②法人・任意団体を問わず、非営利の民間団体であること。ただし、実施している給配食サービスがすべて行政等からの受託である団体の場合は、当該部門の営業利益が黒字ではないこと。
- ③現在の活動を継続するにあたって、配食用の車両が不足しており、本寄贈によって運営の円滑化が見込まれること。

寄贈内容 配食用小型電気自動車1台(10団体予定)
 ※配食用小型電気自動車「みずほ号」について
 トヨタ車体(株)製の車両(コムスB・COM デリバリー)をベースとした、一人乗り小型電気自動車(ミニカー)です。家庭用コンセント(100V)からの充電専用のため、特別な設備は必要としません。
 車体には、「みずほ号」・「みずほ教育福祉財団寄贈」・「団体名」のロゴが入ります。

応募方法 所定の申請書に必要事項を記入の上、都道府県・指定都市または市区町村社会福祉協議会、あるいは全国食支援活動協力会のいずれかより推薦を受けて提出してください。
 応募要項・申請書は当財団ホームページからダウンロードすることが可能です。
 URL：<http://www.mizuho-ewf.or.jp/>

応募締切 令和2年 6月5日(金) ※必着